

令和6年度中堅・中核企業の経営力強化支援事業補助金(プラットフォーム構築による新事業展開等支援事業)審査基準

審査項目		審査内容
1. 基本的事項 ※いずれかが不適(×)の場合は不採択		
①	事業者としての適格性	申請者(補助事業者、間接補助事業者)は、以下の要件を全て満たしているか <ul style="list-style-type: none"> ・日本に拠点を有していること ・本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと ・その他公募要領で定めた要件を満たしていること
②	財務的基盤	申請者(補助事業者、間接補助事業者)は、補助事業をその目的に沿って的確に実施し得る財務的基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有しているか <ul style="list-style-type: none"> ・決算書又は決算書に相当する財務的基盤を示す書類において、安定的に事業を実施できると考えられる場合は○、考えられない場合は×
③	事業の適格性	申請内容が、事業目的及び内容の要件を全て満たしているか
2. 事業の内容に関する事項		
2-1. 事業の有効性		
①	支援対象企業の課題把握	支援対象候補となる企業の現状把握の明確さ <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象候補となる企業が抱える新事業展開の課題把握の深さ ・特定テーマに絞った支援を行う場合、テーマおよび支援対象エリアの絞り込みの合理性
②	新事業展開への意識醸成に資する取組の有効性	新事業展開への意識醸成に資する取組内容は、実行可能かつ広範な企業を巻き込み意識醸成を促進するものか
③	地域の連携支援機関による広域的な支援ネットワーク構築の有効性	地域の連携支援機関による広域的な支援ネットワーク構築の取組内容は、実行可能かつ効果的なネットワーキングを実現するものか、中長期的に継続していくための仕組みが計画されているか
④	重点支援企業に対する新事業展開支援の有効性	重点支援企業に対する新事業展開支援の取組内容は、これまでの支援実績を生かした具体性を持った支援となっており、実行可能かつ効果的な事業立ち上げを実現するものであるか
⑤	事業の継続性	本事業年度終了後も、支援ネットワークを中長期的に継続していくための工夫がなされており、継続性が期待できる内容となっているか
⑥	地域への波及効果	地域未来牽引企業への周知方法は効果的なものであり、事業への参画を推進するものであるか/地域経済への波及効果が見込める取組となっているか
2-2. 事業実施体制的的確性		
①	支援人材の能力・支援実績等の水準	事業の実施責任者および担当者は、新事業開発について支援可能な優れた能力・知見・実績を有しているか <ul style="list-style-type: none"> ・新事業開発に必要な連携支援機関等を紹介可能なネットワークを有しているか ・類似事業において、十分な実績を有しているか
②	事業実施体制的的確さ(人員配置等)	事業の実施体制及び役割が、実施内容と整合しているか <ul style="list-style-type: none"> ・要員数、体制、役割分担が明確か ・経産省からの要望に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか ・全国事務局との連携体制が整っているか
③	事業実施体制的的確さ(財政・費用)	事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか <ul style="list-style-type: none"> ・コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか
④	KPI設定の的確さ	事業全体の取組への参加企業数のKPI設定の的確さ <ul style="list-style-type: none"> ・重点支援企業数のKPI設定の的確さ ・新事業計画策定に至る企業数のKPI設定の的確さ
3. 加点項目		
①	ワーク・ライフ・バランスの取組	以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出すること。基準を満たす場合、加点措置となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト(女性の活躍推進企業データベース)で公表している企業(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。 ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)
②	賃上げの取組	賃上げの取組をしているか。 ①申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ②暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※中小企業等においては、「給与総額とする。」 ※中小企業等とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。